

板橋区経営革新諮問会議設置要綱

(平成7年6月1日区長決定)

(平成8年4月1日一部改正)

(平成11年3月31日一部改正)

(平成15年4月1日一部改正)

(平成15年5月1日一部改正)

(平成22年5月1日一部改正)

(平成23年4月1日一部改正)

(設置)

第1条 板橋区経営革新本部（以下「本部」という。）設置要綱第3条第2項により、行財政改革の推進を図るにあたり、区の行財政に関して幅広い見地から助言を得るため、板橋区経営革新諮問会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の構成)

第2条 会議は、区長の委嘱する委員10名以内をもって構成する。

2 委員の過半数は、区内に住所又は勤務地を有する者とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について調査・検討し、その結果を区長に報告する。

(1) 行財政改革に関すること。

(2) その他区長が必要と認める事項に関すること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は政策経営部経営改革推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、行財政改革関連の計画が終了した時点で効力を失う。

付 則

この要綱の一部改正は、平成8年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この要綱の一部改正は、平成11年3月31日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から適用する。(組織改正)

付 則

この要綱の一部改正は、平成15年5月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成22年5月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から適用する。